

平成30年7月北名古屋市教育委員会議事録

招集年月日	平成30年7月12日(木)
招集場所	北名古屋市東図書館 2階 会議室2
開 会	平成30年7月12日(木) 午後3時
応招委員 (出席委員)	<p>教育長 吉田 文明</p> <p>委員(教育長職務代理者) 池山 健次</p> <p>委員 加藤 知津子</p> <p>委員 大口 喜久子</p> <p>委員 鈴野 範子</p> <p>委員 岡島 秀隆</p>
不応招委員 (欠席委員)	
説明のため 会議に出席 した者の 職 氏 名	<p>教育部長 大野 勇、教育部参事 千田 秀樹</p> <p>教育部次長兼生涯学習課長 植手 厚、教育部副参事兼学校教育課長 田島 孝道</p> <p>スポーツ課長 酒井 英昭、学校教育課主幹 安井 政義</p> <p>学校教育課課長補佐 山本 悦子</p>
提出議案	<p>議案第15号 北名古屋市社会教育委員の推薦について</p> <p>議案第16号 北名古屋市文化財保護審議会委員の推薦について</p> <p>議案第17号 北名古屋市図書館協議会委員の推薦について</p> <p>議案第18号 平成31年度使用小・中学校教科用図書の採択について</p>
閉 会	平成30年7月12日(木) 午後4時17分
議事日程	別紙のとおり
議事録 署名委員	

議事録作成者.....

< 午後 3 時 開会 >

**教育長（吉田文明）**

只今の出席委員は 6 名で定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

只今から平成 30 年 7 月北名古屋市教育局教育委員会を開会いたします。

日程第 1、前議事録の承認を議題といたします。

お諮りいたします。平成 30 年 5 月 16 日の議事録を承認することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

**教育長（吉田文明）**

全員異議なしと認め、前議事録は事務局原案どおり承認することに決定いたしました。各委員、署名をお願いします。

（教育長、各委員が前議事録に署名）

**教育長（吉田文明）**

日程第 2、教育長報告に移ります。別紙をもって報告させていただきます。6 月 27 日に臨時校長会議を実施しました。これは、学校においてミスによる事案が多発し、安易に考えると大変な事であるため、臨時で校長を集め、注意喚起を促しました。7 月 5 日に愛日地方教育事務協議会、7 月 6 日に尾張部都市教育長会議に出席しましたが、その内容については後程報告させていただきます。7 月 10 日に尾張東部地区協議会が開催されました。以上が主な会議の報告です。

(2)その他報告に移ります。尾張部都市教育長会議について報告させていただきます。資料 1「第 2 回尾張部都市教育長会議県教育委員会あいさつ要旨」について、「1 教員の多忙化解消プランの進捗状況について」は、北名古屋市で実施している事とほぼ同じ事を実施しています。具体的には、「県立学校の取組としては、夏季休業中の学校閉庁日の設定や開錠時間・施錠時間の設定を進めています。これらの取組についての資料提供をしているので、後程、御参考にしていただきたい。」とありますが、本市においては着手しています。2 番目の「部活指導ガイドラインについて」は、本年 3 月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が出されております。これを受けて、愛知県の部活動指導のガイドラインを策定しております。ほぼ出来上がっておりますが、細かな修正等で議論が行き詰っているようです。本当は公表されている予定でしたが、残念ながら公表されていません。その代りに要旨をまとめたものが提供されましたので、後程説明いたします。3 番目の「市町村立学校の施設整備について」は、耐震対策の

事が書いてありますが、本市においては、大阪府の事件後すぐに調査した結果、学校には該当するコンクリートブロック塀はありませんでした。通学路に関しては、多少ありますが、それは市全体で対応していくこととしております。民家のブロック塀については時間がかかるのではないかと思います。

4番目の「就学援助と小中学校の教職員定数について」ですが、「新入学児童生徒に係る学用品費等の支給につきまして、33の市町において、入学前の支給が実施されている」とありますが、本市においても既に取り組んでいます。また、「教職員定数については、国は平成29年度から10年間で通級指導や日本語指導など、従来の加配定数を基礎定数化していくこととした」とあります。これはどういう事かと申しますと、通級指導の指導教諭が本市にもおります。加配という事は、予算上うまくいけば加配があり、厳しい状況になれば加配が無くなります。しかし、基礎定数化になれば、そういう事にあまり影響されず、学級担任と同じように配置されますので、それだけ安定した対応ができますが、10年かけて実施する予定です。次に、「平成30年5月現在、本県の日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な教育課程を編成しているのは7割程度となっている」とありますが、これは日本語が不自由な児童生徒に対し、特別な教育課程を組んでやることができますが、届出をして取り組んでいるのが7割程度ということです。本市においては、特別な教育課程を組んで編成していますが、届出はしていません。もっとフレキシブルにやっております。取り出し教育などで対応しています。次に、「自殺予防啓発リーフレットについて」ですが、「各市教育委員会においては、自殺はどの学校でも起こりうるものとして、各学校の教職員の意識を高めていくことが大切である」とあります。自殺をここまで考えていかなければならないことは荷が重いのですが、子どもを預っている者としては考えていかなければならないと改めて思いました。本市は、そのことを踏まえ、健康課とタイアップし、自殺予防の研修会を夏休みに実施し、対策を講じております。あつてはならない事であり、そういう雰囲気にならないようにしていかなければならないと考えております。次の資料ですが、学校閉庁日に関する県の考え方、県が保護者宛てに通知した文書ですが、本市とよく似た内容となっています。本市は、既に保護者へ案内をしております。次の資料の「開錠時間・施錠時間」についても、本市は既にやっております。最後の資料「部活動指導ガイドライン概要版」がありますが、これが先程お伝えした内容となります。本県が求める方向性があり、大きなポイントとして「量から質へ」、本市もこの事は言っております。「指示から支援へ」、昔からの日本型の指導からコーディネートへ、子どもの気持ちを盛り立てて支援していきましようという考え方です。そして、「一律の形態から多様な形態へ」、1つのクラブの中でも子どもの個性に合った方法を、この3つの考え方で部活動指導ガイドラインが策定されます。次に、休養日について示されていますが、「学期中は、週当たり2日以上、小学校は3日以上」となっています。本市は、2日としておりますが、県は小学校を3日以上としていますので、

本市のガイドラインも改定が必要と考えています。活動時間について、「平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度」と示されていますが、本市も同様な取組としています。次に、始業前の活動について、「目的を明確にし、補助的で最小限の活動とする」と示されていますが、本市は行わないとしており、今後も活動しないことにしています。この様な内容が、今後ガイドラインとして示されてくると思います。以上の報告について、ご質問等ございませんか。

(岡島委員、挙手)

**教育長（吉田文明）**

岡島委員お願いします。

**委員（岡島秀隆）**

学校での熱中症の予防対策について、どのような取組が行われていますか。

**教育部参事（千田秀樹）**

熱中症の予防対策については、熱中症事故の防止に関するの通知を行い、注意喚起しております。体育授業などの学校活動においては、しっかり健康観察を行っております。部活動においても健康観察として、活動前と活動後のチェック、給水時間もしっかりと活動中にとっております。

**委員（岡島秀隆）**

水筒も自由に持ち込めますか。

**教育部参事（千田秀樹）**

はい。

(加藤委員、挙手)

**教育長（吉田文明）**

加藤委員お願いします。

**委員（加藤知津子）**

中学校の空調設備は、どの様な進捗状況ですか。

**教育部副参事兼学校教育課長（田島孝道）**

設定温度を28度とし、集中管理で運用しています。

**委員（加藤知津子）**

工事が完了した中学校から、順次運転しているのですか。

**教育部長（大野勇）**

6校全てに工事が完了していますので、既に運転しています。

**教育長（吉田文明）**

(3)所管事項報告に移ります。学校教育課お願いします。

**教育部副参事兼学校教育課長（田島孝道）**

資料2、平成30年度夏季休暇中における児童・生徒の宿泊を伴う行事への参加について、ご報告いたします。1つ目は学校教育課が所管の「みょうこうアドベンチャーキャンプ夏」ですが、2泊3日で8月6日から8月8日までの予定です。30名の予定でキャンプに行きます。妙高市は、災害時相互応援協定を締結している市の1つです。2つ目は生涯学習課が所管の「子ども交流セミナー」ですが、大桑村へ2泊3日で7月31日から8月2日まで、各小学6年生2名ずつ、計20名で参加します。なお、10月に本市へ大桑村の子どもたちが訪れます。3つ目は総務課が所管の「平和の使者派遣」ですが、8月5日から8月6日の1泊2日で、各中学校1名の代表者、計6名が広島市へ行きます。次に、「ブリティッシュヒルズ中学生英語研修ツアー」と「イングリッシュキャンプ」ですが、児童生徒英語力推進事業の取組として生涯学習課の所管で実施するものです。中学1年生から3年生までは2泊3日で19名、小学3年生から6年生までは1泊2日で30名が参加する予定です。

次に、資料3、小学校の運動会と中学校の体育大会の出席表をご覧ください。小学校は9月29日、予備日が9月30日です。中学校は、9月26日、予備日が9月27日となっております。教育委員の皆様には、入学式・卒業式・運動会とできるだけ違う学校へ出席いただけるように決めさせていただいております。地元市議会議員については、改選に伴い、昨年と割振りが変わっております。なお、各学校からの案内文を8月後半にお渡しさせていただきます。ご都合が悪い場合は私に教えていただければ、学校へ連絡いたします。

次に、北名古屋市青少年育成会議からの依頼文、「ネット犯罪から子どもを守るために（緊急アピール）文の賛同について」をご覧ください。緊急アピールについての資料の中に「賛同団体名」を表記する箇所が、空欄となっております。本委員会は、4年前の平成26年11月に賛同しております、今年、11月17日に文化勤労会館で開催予定の青少年健全育成大会において配布する予定と聞いております。子どもたちをインターネット犯罪、加害者や被害者にならないよう、巻き込まれないようアピールしたいとのことで、本市独自の取組となります。このような趣旨に対する「賛同書」の取扱について、お取り計らいをお願いしたいと存じます。説明は以上となります。

**教育長（吉田文明）**

只今の報告につきまして、ご質問等ございませんか。

（しばらく間）

**教育長（吉田文明）**

私から1点、ネット犯罪から子どもを守るために（緊急アピール）文について、賛同し、提出しておきますが、よろしいでしょうか。

（委員「はい」の声あり）

**教育長（吉田文明）**

ありがとうございます。賛同し、提出しておきます。

**教育長（吉田文明）**

生涯学習課お願いします。

**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

歴史民俗資料館企画展をチラシによりご案内させていただきます。「昭和少女・夏休み絵モノ語り」と題しまして、7月14日から9月2日まで開催いたします。昭和少女として、少女の当時の絵日記を基にストーリーを展開し、夏休みの思い出をいろいろな形に表現する企画展です。次回の会議終了後にお時間があればご案内させていただきたいと思っております。

**教育長（吉田文明）**

只今の報告につきまして、ご質問等ございませんか。

（しばらく間）

**教育長（吉田文明）**

スポーツ課お願いします。

**スポーツ課長（酒井英昭）**

資料4、「北名古屋市ジャンボプールの開場について」をご覧ください。開場期間は、7月14日から8月31日までの49日間です。利用時間は昨年と同様となりますが、午前の部が午前9時から午後0時30分まで、午後の部が午後1時30分から午後5時までの入れ替え制です。利用料金は1回当たり、小人が100円、大人が300円、未就学児・心身障害者の方は無

料となります。施設の概要については資料をご確認いただきたいと思います。  
以上、説明とさせていただきます。

**教育長（吉田文明）**

只今の報告につきまして、ご質問等ございませんか。

（しばらく間）

**教育長（吉田文明）**

市民プールは廃止しましたが、ジャンボプールは、どのような工事を実施したか。

**スポーツ課長（酒井英昭）**

プール槽、ろ過機、スライダーの3点の大規模改修を実施し、今年度がリニューアルオープンになります。

**教育長（吉田文明）**

にぎわいを期待するものです。以上で報告を終了とします。

**教育長（吉田文明）**

日程第3 議案審議に移ります。

**教育長（吉田文明）**

議案第15号 北名古屋市社会教育委員の推薦について、を議題といたします。担当課、説明をお願いします。

**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

議案第15号 北名古屋市社会教育委員の推薦について、ご説明申し上げます。現在、任命されております社会教育委員の任期が、平成30年7月31日で任期満了になることに伴い、新たに委員を推薦させていただくもので、北名古屋市社会教育委員設置条例第3条第2項の規定により委嘱するため必要があるからであります。社会教育委員は、定員を10人以内としており、今回、学校教育関係者2名、社会教育関係者4名、家庭教育活動者2名及び学識経験者2名の10名の方を推薦するものでございます。当該10名の委員の皆様全員を、引き続き再任として推薦をさせていただくものでございます。なお、任期は平成30年8月1日から、元号が改まりますが、平成32年、2020年7月31日まででございます。以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**教育長（吉田文明）**

只今の説明につきまして、ご質問等ございませんか。

(しばらく間)

**教育長（吉田文明）**

お諮りいたします。議案第15号についてご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の声あり)

**教育長（吉田文明）**

全員異議なしと認め、議案第15号 北名古屋市社会教育委員の推薦については、承認されました。

**教育長（吉田文明）**

議案第16号 北名古屋市文化財保護審議会委員の推薦について、を議題とします。担当課、説明をお願いします。

**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

議案第16号 北名古屋市文化財保護審議会委員の推薦について、ご説明申し上げます。現在、任命されております文化財保護審議会委員の任期が、平成30年7月31日で任期満了になることに伴い、新たに委員の推薦をさせていただくもので、北名古屋市文化財保護条例第16条の規定により委嘱するため必要があるからであります。定員10人以内のところ、現在7名の委員を委嘱させていただいておりますが、1名の方から再任辞退の申し出がありましたので、今回、6名の方を再任として推薦するものでございます。今後、指定文化財の新規指定や、現状の見直しを検討することが出てまいりますので、本審議会委員に相応しく、学識をお持ちである適任者の方に、お願いしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。なお、任期は平成30年8月1日から、平成32年、2020年7月31日まででございます。以上説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**教育長（吉田文明）**

只今の説明につきまして、ご質問等ございませんか。

(しばらく間)

**教育長（吉田文明）**

私から1点、10人以内と規定しているところを6人としています。その辺りの事情を説明してください。



**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

文化財の指定がなかったため、この人数で実施してきております。さらに1人の方が突然の辞退となりましたので、6人で提案させていただくものです。

**教育長（吉田文明）**

途中で委員を追加することはできますか。

**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

可能ですので、今後、努力してまいります。

**教育長（吉田文明）**

お諮りいたします。議案第16号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

**教育長（吉田文明）**

全員異議なしと認め、議案第16号 北名古屋市文化財保護審議会委員の推薦については、承認されました。

**教育長（吉田文明）**

議案第17号 北名古屋市図書館協議会委員の推薦について、を議題といたします。担当課、説明をお願いします。

**教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）**

議案第17号 北名古屋市図書館協議会委員の推薦について、ご説明申し上げます。現在、任命されております図書館協議会委員の任期が、平成30年8月31日で任期満了になることに伴い、新たに委員の推薦をさせていただくもので、北名古屋市図書館の設置及び管理に関する条例第4条の規定により、委嘱するため必要があるからであります。定員10人以内のところ、現在8名の委員を委嘱させていただいておりますが、この度、各関係の代表交代等で4名の方が代わることとなります。新たに推薦いたしますのは、学校教育関係者で木村美和子氏、社会教育関係者で篠田みき子氏、家庭教育の向上に資する活動を行う者で武市久枝氏と、佐藤久美子氏の4名の方です。あとの4名の方につきましては、引き続き再任の推薦をお願いするものでございます。なお、任期は平成30年9月1日から、平成32年、2020年8月31日まででございます。以上説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**教育長（吉田文明）**

只今の説明につきまして、ご質問等ございませんか。

（しばらく間）

**教育長（吉田文明）**

お諮りいたします。議案第17号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

**教育長（吉田文明）**

全員異議なしと認め、議案第17号 北名古屋市図書館協議会委員の推薦については、承認されました。

**教育長（吉田文明）**

議案第18号 平成31年度使用小・中学校教科用図書採択について、を議題にするに当たって、委員の皆様にお諮りします。資料5の平成30年3月30日付け文部科学省初等中等教育局長通知の「教科書採択における公正確保の徹底等について」の1の(3)の5ページにおいて、「教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断する」とあります。これに基づき、ただ今から行う採択のための会議を公開・非公開とすることについて審議いたします。ご意見をお願いします。

（池山委員、挙手）

**教育長（吉田文明）**

池山委員をお願いします。

**委員（池山健次）**

資料5の「教科書採択における公正確保の徹底等について」の2の(5)の9ページにおいて、「採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすこと」とし、積極的公表を求めています。本市においては、例年、本日の採択に関する審議の議事録をはじめ、採択関係文書を採択事務が終了した9月1日以降に公表していることから、静ひつな環境を確保するため、非公開とするのが適切であると思います。

**教育長（吉田文明）**

他にご意見はございませんか。

(しばらく間)

**教育長（吉田文明）**

それでは、お諮りいたします。この後、行います採択に関する審議を非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員、挙手)

**教育長（吉田文明）**

全員賛成です。よって、この後行います採択に関する審議を非公開することに決しました。これより非公開とします。

**教育長（吉田文明）**

議案第18号 平成31年度使用小・中学校教科用図書の採択について、を議題といたします。

議案第18号 平成31年度使用小・中学校教科用図書の採択について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号に基づき、別紙のとおり採択するものとする。平成30年7月12日提出 北名古屋市教育委員会教育長 吉田文明

提案理由、この案を提出するのは、小・中学校において使用する教科書について、適正かつ公正な採択を確保するため必要があるからである。詳細につきましては、事務局からお願いします。

**教育部参事（千田秀樹）**

それでは、平成31年度使用小・中学校教科用図書の採択について説明させていただきます。始めに、教科用図書いわゆる教科書の採択に係る全体概要を説明します。資料1の「愛知県平成31年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準」をご覧ください。これは、愛知県教育委員会が示す教科書の採択基準ですが、基本的な方針の1に示されたとおり「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施することとなっています。また、3、4、5、7に示されたように、採択地区協議会は、綿密な調査研究に基づき、種目ごとに一種選定します。それを受け、教育委員会は、3、6、7に基づき、種目ごとに一種採択します。次に、採択にあたって準拠すべき事項の1に示されたように、北名古屋市教育委員会は、北名古屋市立小学校において平成31年度に使用する教科書は、「特別の教科 道徳」を除き、調査研究を行い、教育課程に最も適する教科書を採択します。また、道徳は、平成30年度使用教科書と同一のものを採択します。さらに2に示されたように、北名古屋市立中学校において平成31年度に使用する教科書は、「特別の教科 道徳」を除き、種目ごとに平成30年度使用教科

書と同一のものを採択します。なお、道徳については、調査研究を行い、教育課程に最も適する教科書を採択します。3については、本市特別支援学校におきましては、学校教育法附則第9条に規定する教科書を使用する児童が在籍せず、採択しておりませんことから、平成30年度使用教科書と同一のものを採択することになります。同様に中学校「特別の教科 道徳」についても、調査研究を行い、教育課程に最も適する教科書を採択することになります。続いて、本市が属する尾張東部教科用図書採択地区協議会の採択事務に関する経過報告を行います。資料2をご覧ください。3月7日に、市町教育長が協議会委員及び研究員を推薦依頼しました。以後、4月27日、5月9日、5月23日、7月10日に協議会・研究員打合せ会が開催されました。この間、小学校各教科及び中学校の道徳の調査研究が行われ、7月10日研究部長より尾張東部教科用図書採択地区協議会に資料3の選定資料とともに調査研究内容が報告されました。報告及び各委員の事前研究・調査に基づき、協議された結果、別紙にありますとおり、平成31年度使用小学校教科用図書につきましては、国語から道徳に至る12種目全てが前年度と同一の教科書を選定し、選定替えをしないことになりました。また、平成31年度使用中学校教科用図書につきましては、国語から英語に至る13種目全てにおいて前年度と同一の教科書を選定しました。さらに、新たに選定する「特別な教科 道徳」につきましては、教育出版が選定されました。

#### **教育長（吉田文明）**

本議案につきましては、採択の基準の違いにより、小学校の国語から保健と道徳、及び中学校の国語から英語と道徳の4つに分けて審議を行います。

最初に、小学校教科用図書「特別の教科 道徳」を除いた、小学校教科用図書の採択について協議します。何かご質問、ご意見はございますか。

（大口委員、挙手）

#### **教育長（吉田文明）**

大口委員お願いします。

#### **委員（大口喜久子）**

現行の小学校の教科書について、本市を含めて採択地区内で問題等ありましたか。

#### **教育長（吉田文明）**

事務局お願いします。

#### **教育部参事（千田秀樹）**

尾張東部教科用図書採択地区協議会には、採択地区の変更や現行教科書の

供給がなくなること等はありませんでした。また、現行の小学校の教科書については、問題はないことが報告されています。なお、無償措置法施行令及び採択基準により、引き続き同じものを採択しなければならない期間は4年です。したがって、道徳を除き、今年度は、その年に当たり採択替えを前提にした採択事務を進めています。また、教科書会社は、平成29年度検定において、新たな検定申請をしませんでした。したがって、平成25年度検定の教科書、つまり、現行の教科書を改訂する必要がないと判断したと考えております。このことについて、文部科学省は、特別のコメントを出しておりませんことを申し添えます。道徳につきましては、昨年度、新たに採択しておりますので、同一のものを採択することになります。

#### **教育長（吉田文明）**

尾張東部教科用図書採択地区協議会に出席しましたので地区協議会での選定について報告します。まず、資料3の選定資料にございますように、教科書選定の観点を「学習指導要領との関連」「あいちの教育の基本理念との関連」「内容の選択」「内容の程度」「内容の構成」「表記・表現及び使用上の便宜等」「印刷・製本等」の7つを定め、この観点から、見本本の調査研究を行い、選定資料としてまとめ、協議会に各種目毎に研究部長より報告がございました。その後、質疑応答後、委員の協議により、別紙に記載のある出版社のものが種目毎に選定されました。また、その選定の理由書が資料4にございます。以上でございます。その他、質問、ご意見はございませんか。

（池山委員、挙手）

#### **教育長（吉田文明）**

池山委員お願いします

#### **委員（池山健次）**

現行の教科書は、平成26年度採択時においても十分な調査研究や議論を経て採択したものであります。その後、誤字等変更が必要な部分においては、その都度対応されており、教育課程にも合致しており、いずれの教科においても、引き続き採択することが適切であると思います。なお、種目ごとに採択するのではなく、一括して採択することを提案いたします。

#### **教育長（吉田文明）**

お諮りいたします。「特別の教科 道徳」を除き、平成31年度使用小学校教科用図書の採択について一括採択としてよろしいでしょうか。

（全員「異議なし」の声あり）

**教育長（吉田文明）**

異議なしと認め一括採択とします。

お諮りいたします。小学校教科用図書「特別の教科 道徳」を除いた、別紙「平成31年度使用小学校教科用図書について」は、原案のとおり採択するとしてよろしいでしょうか。賛成の方の挙手をお願いします。

（全員、挙手）

**教育長（吉田文明）**

全員挙手でございます。よって、小学校教科用図書「特別の教科 道徳」を除いた、別紙「平成31年度使用小学校教科用図書について」は、原案のとおり採択するものとします。

続きまして、小学校教科用図書「特別の教科 道徳」の採択については、事務局より説明がありましたように、昨年度、新たに採択しておりますので、特別の理由がない限り同一のものを採択します。質問、ご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

**教育長（吉田文明）**

お諮りいたします。小学校教科用図書「特別の教科 道徳」は、別紙「平成31年度使用小学校教科用図書について」の原案のとおり採択するとしてよろしいでしょうか。賛成の方の挙手をお願いします。

（全員、挙手）

**教育長（吉田文明）**

全員挙手でございます。よって、小学校教科用図書「特別の教科 道徳」は、別紙「平成31年度使用小学校教科用図書について」の原案のとおり採択するものとします。

次に、中学校教科用図書の採択について協議します。先ほど事務局より説明がございましたように、「特別の教科 道徳」を除き、平成31年度使用中学校教科用図書の採択については、平成27年度に採択しておりますので、特別の理由がない限り同一のものを4年間採択します。何か、質問、ご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

**教育長（吉田文明）**

お諮りいたします。中学校教科用図書「特別の教科 道徳」を除いた、別

紙「平成31年度使用中学校教科用図書について」の原案のとおり採択する  
としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員、挙手)

#### 教育長（吉田文明）

全員挙手でございます。よって、中学校教科用図書「特別の教科 道徳」  
を除いた、別紙「平成31年度使用中学校教科用図書について」は原案のと  
おり採択します。

続きまして、中学校教科用図書「特別の教科 道徳」の採択について協議  
します。始めに、私から地区協議会での選定について報告します。尾張東部  
教科用図書採択地区協議会は、特別の教科道徳の教科書選定の観点を「学習  
指導要領との関連」「あいちの教育の基本理念との関連」「内容の選択」「内  
容の程度」「内容の構成」「表記・表現及び使用上の便宜等」「印刷・製本  
等」の7つを定め、この観点から、8社の見本本の調査研究を行い、資料3  
の選定資料としてまとめ、協議会に報告しました。その後、質疑応答後、委  
員の協議により、教育出版のものが選定されました。その選定の主な理由を  
申し上げます。学習指導要領との関連では、「人間尊重」と「生命への畏敬  
の念」を培うことができる教材を多く取り上げ、各学年にバランスよく配置  
され、学習の視点がわかりやすくなっています。「あいちの教育の基本理念」  
との関連では、先人の努力や様々な分野で活躍した人々の言葉から、自分自  
身をみがき高めていく意欲を培うことができるよう工夫されています。さら  
に、社会参画を見据え、集団や社会との関わりを深く考える工夫もされてい  
ます。内容の選択については、「考え、議論する道徳」を目指し、教材がコ  
ンパクトで内容を理解しやすくなっています。また、いじめ問題については、  
多様な視点からアプローチできるような教材が選択されています。内容の程  
度については、問題意識を持ちながら学びを進めていくために、学習の流れ  
とポイントがわかりやすく表現されています。さらに、生徒にとって身近な  
教材や切実感のある教材が多く掲載され、自己を見つめながら考えたり話し  
合ったりして学びを深めることができます。内容の構成におきましては、教  
材の冒頭の「導入」で内容に応じた適切な問いが配置され、学習の意識づけ  
を図ることができます。また、教材の末尾には「学びの道しるべ」が設定さ  
れており、しっかりとした目的意識をもって学習を進めることができます。  
以上が主な理由でございます。何か、質問、ご意見はございませんか。

(加藤委員、挙手)

#### 教育長（吉田文明）

加藤委員お願いします。

### 委員（加藤知津子）

いじめ問題は各社扱っています。その中で、光村と日本文教はコラム欄があり、学研は特設ページを設けるなど、各社工夫をしていました。また、東京書籍は、各学年で3つ教材をまとめたユニットで構成されていました。教育出版は、命の大切さからいじめに迫ったり、友人関係から考えさせたりと多様な視点からのアプローチがみられました。内容面から、東京書籍と教育出版がやや優れているように思います。

（鈴野委員、挙手）

### 教育長（吉田文明）

鈴野委員お願いします。

### 委員（鈴野範子）

別冊ノートがついている教科書として日本文教や廣済堂がありました。ノートがあることで記録が残り、心の変化を確認できます。他に同様な働きをするものとして、東京書籍、学校図書、光村、学研、日本教科書は、巻末に振り返るページを設けていました。教育出版は、学期ごとの振り返りができるようになっていました。いずれも甲乙つけ難いのですが、学期ごとの教育出版が学校の状況にあっていると思います。

（岡島委員、挙手）

### 教育長（吉田文明）

岡島委員お願いします。

### 委員（岡島秀隆）

光村の教科書は、大まかに4つのまとまりに分け、内容ごとに関連が意識できるように工夫されています。日本文教は、発達段階に配慮したテーマを学年ごとに設定しています。教育出版は「考え、議論する道徳」を目指し、教材がコンパクトで内容が理解しやすくなっています。いじめ問題についても、多様なアプローチができるような教材で、体系的に学習できるようになっていると感じました。いずれの教科書も良い点がございしますが、これからの道徳の授業の在り方やいじめ問題への対応を考えると教育出版がいいと思います。

### 教育長（吉田文明）

他にご意見はございませんか。

（しばらく間）



**教育長（吉田文明）**

お諮りいたします。中学校教科用図書「特別の教科 道徳」を、別紙「平成31年度使用中学校教科用図書について」の原案のとおり、教育出版を採択するとしてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員、挙手）

**教育長（吉田文明）**

全員挙手でございます。よって、中学校教科用図書「特別の教科 道徳」は、別紙「平成31年度使用中学校教科用図書について」のとおり、教育出版を採択します。

以上で、議案第18号 平成31年度使用小学校及び中学校の教科用図書は別紙の原案のとおり全て全員一致をもって採択しました。

続きまして、関連事項として採択理由書についてお諮りします。採択理由書につきましては、本日の採択にかかわる審議を踏まえ、地区採択協議会が示した選定理由書を充てるとしてよろしいでしょうか。

（全員「異議なし」の声あり）

**教育長（吉田文明）**

異議なしと認め、採択理由書は地区採択協議会の選定理由書を充てることとします。

以上で議案第18号及び関連事項の審議を終わり、議事を終了します。連絡事項について、事務局より説明を受けることにします。

**教育部副参事兼学校教育課長（田島孝道）**

○西春日井地区教育委員会連絡協議会の研修会について

**学校教育課主幹（安井政義）**

- 愛知県市町村教育委員会連合会第52回総会及び研修会について
- 地域とともにある学校づくり研修会の開催について
- 次回の会議日程について

**教育長（吉田文明）**

これをもちまして、平成30年7月北名古屋市教育委員会を閉会とします。

< 午後4時17分 閉会 >